

森林GISフォーラム規程

総 則

[名称]

第1条 本会は、森林GISフォーラムと称する。

[目的]

第2条 本会は、森林情報システムにおけるGISの人的交流、調査研究、普及啓発、開発支援を行うことにより、わが国における森林情報システムの健全な発展を図るとともに、GISにより多面的な情報化の実現に寄与することを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)森林GISに関する研究者、実務者の人的交流
- (2)森林GISに関する調査研究
- (3)森林GISに関する普及啓発
- (4)森林GISに関する開発支援

資産及び会計

[資産]

第4条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)一般会費による収入
- (2)事業に伴う収入
- (3)賛助会費その他の収入

[資産の管理]

第5条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、運営委員会の議決による。ただし、その用途または管理方法を指定して寄付された資産については、その指定に従わなければならない。

[経費の支弁]

第6条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

[事業年度]

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[事業計画及び収支予算]

第8条 本会の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に運営委員会の議決を得なければならない。

[事業報告及び収支決算]

第9条 本会の事業報告書、収支決算書は、会長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た後、運営委員会に報告しなければならない。

[特別会計]

第10条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、運営委員会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- ②前項の特別会計に掛る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

役 員

[種類及び定数]

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5人以上 20人以内
- (2) 監事 2人以上 3人以内
- ② 運営委員のうち、1人を会長とする。

[選任]

第12条 運営委員、監事は、運営委員会において選任する。

- ② 会長は運営委員の互選により定める。
- ③ 運営委員及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

[職務]

第13条 運営委員は運営委員会を構成し、業務の執行を決定する。

- ② 会長は本会を代表し、業務を統括する。
- ③ 監事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条から第106条および関連の条文、規定に準じた職務を行う。

[任期]

第14条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[解任]

第15条 役員解任は、運営委員会において運営委員の現在数の3分の2以上の議決を得て行うものとする。

[報酬]

第16条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員については、運営委員会の同意を得て報酬を支給することができる。

[専門委員]

第17条 本会は必要に応じて専門委員を置くことができる。

- ② 専門委員は、会員のうちから、運営委員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ③ 専門委員は、本会の事業を執行する。
- ④ 第14条の規定は、専門委員について準用する。

[顧問]

第18条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- ② 顧問は、学識経験者のうちから、運営委員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ③ 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長にたいして意見を述べる。
- ④ 第14条の規定は、顧問について準用する。

運営委員会

[運営委員会の構成]

第19条 本会に、運営委員会を置く。

- ② 運営委員会は運営委員をもって構成する。
- ③ 専門委員は運営委員会に出席し意見を述べるができる。
- ④ 監事は運営委員会に出席し意見を述べるができる。

[運営委員会の機能]

第20条 運営委員会は、本会の運営に関する重要事項を決議する。

[運営委員会の開催及び召集]

第21条 運営委員会は通常運営委員会及び臨時運営委員会とする。

- ② 通常運営委員会は、毎年1回開催する。
- ③ 臨時運営委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1)運営委員会が必要と認めたとき。
 - (2)運営委員現在数の3分の1から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3)監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、会長が特に必要があると認めたとき。
 - (4)運営委員会は会長が召集する。
 - (5)運営委員会の召集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容をしめした書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ運営委員会において定めた方法により召集する時は、この限りでない。

[運営委員会の議長]

第22条 運営委員会の議長は会長がこれにあたる。

[運営委員会の定足数及び議決方法]

第23条 運営委員会は運営委員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- ② 運営委員会の議決は出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第15条により解任の議決はこの限りでない。
- ③ 運営委員会は、第21条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席運営委員の3分の2以上の議決があった場合は、この限りでない。
- ④ 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する運営委員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- ⑤ 運営委員が運営委員会目的である事項について提案した場合において、運営委員の全員が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

[運営委員会の書面表決等]

第24条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- ② 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議の開催の宣言と同時に、議長に提出しなければならない。

[運営委員会の議事録]

第25条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)開催の日時及び場所
 - (2)運営委員の現在数
 - (3)出席運営委員の数及び氏名（書面表決者及び代理人表決者を含む）
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過の概要
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長及び出席した運営委員のうちから運営委員会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

専門委員会

[専門委員会の構成]

第26条 本会は、事業の円滑な推進を図るため、専門委員会を置くことができる。

- ② 専門委員会は専門委員をもって構成する。
- ③ 顧問は専門委員会に出席し意見を述べるができる。

[専門委員会の機能]

第27条 専門委員会は、運営委員会による決定された事業を遂行する上で必要な事項について、調査し、研究し、又は審議する。

- ② 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が運営委員会の議決を得て、別に定める。

会 員

[会員の種類]

第28条 本会は一般会員と賛助会員から構成する。

[一般会員]

第29条 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人を一般会員とする。

- ② 一般会員は運営委員会の定めるところによる、本会の事業活動に参加することができる。
- ③ 一般会員は、運営委員会の定めるところにより、年会費を納入しなければならない。
- ④ 前項に定めるほか、一般会員及び年会費に関して必要な事項は、会長が運営委員会の議決を得て、別に定める。

[賛助会員]

第30条 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体を賛助会員とする。

- ② 賛助会員は運営委員会の定めるところによる、本会の事業活動に参加することができる。
- ③ 賛助会員は、運営委員会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- ④ 前③項に定めるほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、会長が運営委員会の議決を得て、別に定める。

補 則

[事務局]

第31条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- ② 事務局には、所要の職員を置く。

[実施細則]

第32条 この規程の実施に関して必要な事項は、運営委員会の議決を得て、会長が別に定める。

[改正]

第33条 この規程の改正は、運営委員会において運営委員の現在数の3分の2以上の議決を得て行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、設立総会のあった日から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度は第7条の規定にかかわらず、設立総会の日から1995年3

月31日までとする。

3 本会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第14条の規定にかかわらず、1996年3月31日までとする。

4 規定第31条に定める事務局を茨城県つくば市松の里1 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所内に置く。

改訂平成29年5月15日 第13条、第21条、第23条を修正 平成29年5月16日より施行